蹴鞠に傳

文武鞠者皇帝産土より礼状
を受け天皇大原我朝三國歌
好家に成也此外一二人下臣法
状をもつて神意を問ひ細を人皇
帝に奏し状作りて武を添を天地
状をくだり別鞠の問月状義を
綱ゆり口訳歌事に大智天
皇之中に時さて後鳥羽院の時
祇園精舎之西に西方寺建
立家に光平邪法流布ありし
紀勅宣道とをきらる事也然八
信西の定に仁安年中之
人民合神に道とをり者とて
神とをる也仁一年状年けの
状安人を業義の日ゆしを道
精大明神と中也長人の術人時
に水をとふらとをり也

米大川和と申せ長人の絵之時
に水をとふらうとそうかた
ぬしのものの[illegible]
せうり仕候かんとうなりとそうり

一庭作事

鞠庭の儀さ家ふり下ル庭
ゝ人ニ下ゝ左ゝ[illegible]平地ちゝ[illegible]
ゝ石ゝ左ゝさ[illegible]ゝすゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝのけ結ゝ砂ふゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
一庭ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ左ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
庭ゝ化ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一懸ゝ樹ゝ事

ゝ[illegible]ゝ樹ゝ[illegible]ゝ櫻柳桂ゝ松せ
ゝ[illegible]ゝ樹ゝ[illegible]ゝ桂ゝ[illegible]ゝ板椋柿
人新木ゝ[illegible]ゝ桂ゝ[illegible]ゝ板椋柿
常事せ岩ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ梅せ

一植樹事

木ゝ安竜術ゝ[illegible]ゝ顧ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
庭ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

蜜柑　柳橋

蜜柑　柳橋

蜜柑　柳橋

蜜柑　柳橋

蜜柑　柳橋

蜜柑　柳橋

蜜柑　柳橋

蜜柑　柳橋

蜜柑　柳橋

蜜柑　柳橋

一　切立木

松二本　柳一本　柳二本　松一本

仍て堂せ仍て
こゝてを堂こゝ
他りと二十人ゝ木を仕枝の
長屋ゝ広りの
の枝を長へ一枝の長屋ゝ行長
角ちゝを向めちゝ角

一綱の事 天下法令なるゆえ
みゝとり五綱ゝ
先行りと祈の下はゝちのと色の
と行長伊と小ゝ
学り縄ゝてあゆ法ゝ用事
用の紀ゝ寸ゝ地りと定
六尺なりへ口つゝ和ゝ
五尺ゝ一年ゝ

一鞠懸の事
綱ゝ行りて枝ゝ行
ゝ行てさきのゝ
一両ゝ小枝ゝ
ゝりと人りゝ枝ゝ行
行ゝ枝ゝ
ちゝ行りゝ
長さ寸綱同おなし

一鞠場の傍ゝ長歳事
庭ゝ

一 鞠場の作法の事

庭をかくむかふの角うちには
作法りと前栽を植をかしてか
けうとあまたあるべき庭のうち
人傍にら場をうつすと比例を

一 三献の事

鞠の席にて忠うり是楽より
鞠をうつまうけは
先くうの事くしに鞠長の名をにも
参るくされとも鞠長の名をにも
宗けたるとしてしかるべき
なり鞠長をもちめて申しあいさせ
て曲をとおそてけるとくきうや
忠吟酒盃のけ様くまふけうの
席うの数忠をまをとをうてをて
のを忠ばりうの奥を書
いうみをあさくけうしけうを
称をの作

一 男是女是の事

男うをうて六十文女人鞠長や
女是をうて二十文の鞠長をを

一 一献三是のすの

鞠数一献の三是をりをれの三是
けてんを流をうをうを一是

鞠場の三ヨリ三ヨリ
けてんを張ること一ヨ
二ヨうてんをかくこと事
三ちくいこけ鞠をんのこと
ふすのまくり行て鞠中こけ
けなをしゝ　行ゆき

一鞠場清事

秋ふるとありとさてたゝありて
ゆゝく高時に鞠を蹴さたなく
ふ俗ふ事ちゝ切鞠ふこと
鞠のまふくこと鞠ふ
をとて鞠のもりしくこのこと
鞠て蹴しされは味こそは
今らし人をこゝろまとゝ時
をこいゝり人興ふ高て連こ
ゝり松ゆをとゝ

一鞠場事

夏森林　鞠
場ゆ行ゆ

湯殿

ゝやもて
一鞠ゝ牧ゝ

八十ゝ八年ふかゝ年
ふ酒ゝ時毎ゝかふ
六十七十八十九十百十百廿ゝ
ゝゝ行水育

六十七十八十九十百十百廿とゝ
[illegible]
行

一鞠竿事

もりの杉のこ木ふ西ゝ[illegible]
さん多ふ所の一丈三尺すゝもり
ゝる杉枝のこゝろ[illegible]
ゝて中ゝたゝめて三下三分
りおきて[illegible]
ゝゝゝを[illegible]下ゝゝ
ゝゝ色ゝゝ鞠
木をゝゝゝ[illegible]
ゝゝ

一三枝の之事

天地人の三さい[illegible]
三ゝ[illegible]
行

一名目の事

延目 四目 傍方鞠 [illegible]
[illegible]目 [illegible]
下延 右延 連延 ゝり延
延ゝり 潤延 [illegible]
ゝゝ

通への　清袴は[illegible]

うへはたゝし　四方のし

こしの袴ふとりうきおもり

くれなゐきぬも金紗清袴をそへ

めくりもさし袴　ちりめんの紐にて袴

新のより　表のより　手本

ひ足　きりありてあらた足

紙服之出

一　腰あてのこと

ちうさ三寸計小板を作りてせを

状南小まへしかとそうさ寸志

てちく二寸あるゑ下乃

あれとのかねる二つし　きのえれ

ちくおきあけられて　紐ありこし

をへ包さし

一　猪のきめ袋の事

あたらしくめしより　此つきに

をはけともすさ　猪は大衣の足

ちりちくやあの　おゆひに

はじめさし　あまりもかまりに

つゝけさ入てうつし　又猪ちい

さくてつめてむもの

一　あさつき鞆白鞆のず　針正月より六月

あさつきは日也白きは八月まて　七月より常也

なお付の[illegible]

一 あとつの鞠回雑の事 十月より常の如
くとなりハ四月也白きハ月ちれた
枝ハ分ち時ハ人ちまり也元
武の木と云ハ櫻柳椿の枝
これハ鞠と分ちなく 松ハ大臣の木
なきは実敷して宮寺の松式
用也 於て口伝

一 木の下の鞠の事
鞠ハ高く時いとく一足入へし
木の間へ入なを色ちすよ
りけ入時ハ色を見て
ハなをちし とものうきとれて
くとえゆくしとの伝

一 本ちの事
本ちと云木のなを一本ちを為
ぬくしさて木のなの
ぬくハ二十ちに成て半ハ
ちをとつに成ちを
きとへくちに成ちを
於口伝

一 鞠場ちなを丈数事
直横ハ丈六人なり又伝
於口伝

一 数の鞠之事
人数十六人ハ二八ハ
十人九人ハ和八人ハ
四人ハ

十人ばかりにて祝ひうたひ申
間敷とのことにて小社の
人ばかりにてさうとうの同執筆
人々と見えたり　鞠数百月
代表　三百字　是ハ社
ゝの面々さうとうの一献ありて
さて同鞠のけやきの木のもと
より鞠の出ること
事なれば御ものまりと云ふ
なり　人ばかりにて
さうなるべしとのことなり
きそのあり方も一献を
行ひ校小鞠ともそれ
より校行ひけり

一　法楽之鞠の事

神度毎度とそれ
ぞれ小鞠ばかり
屋ゝとなれども三百字
日々と書　校定し数と成事
如鞠　執筆同数人々
ゝ　此二社神事ありて
二日朝ひらきて来合

所詰ゝ執筆同類衆人罷在
候ゝ以上秋神事ありて
二日朝ひらして長谷
ゝ行のつさふたゝ家
橋こさき一人ゝ宮まゐりて
ゝゝと思ゝ一人は出て
ゝゝして大めさのゝふ
あゝ行のゝゝしあゝ
ゝゝ四郎山城三人
ゝゝて行
ゝ御近の衆ゝ
ゝゝ鞠二門射出
二八ゝ初日のゝ常鞠
ゝゝ二月ゝ中ゝけて
ゝ庭ゝ
一献ゝ事ゝ人給

一軍沙之鞠事
ゝ沙石の表ゝ行ふ宣義
神前ゝゝ籠ゝ
てゝけて二月ふそ祈ゝ
立歌ゝ弘長四年ゝ
綱ゝて鞠のけ拍
ゝれゝ後云のゝけ歟

これを後生のためとおぼし
候ハヽ
さきハ是ハ
さしも
何編
ようの
今ニ
庶ようの
々例
一
禁書
ようの
平
より
ふすま
一
来
彩
名字
彩
所定
主殺
思

立額をくゝりやうにハ三寸半
足しかすを刻て月の今
あり口伝あり
一 鞠を取のす
此あぬることなりハふりハ
まりこらいかくれ入て候
一 懐中への時鞠の事
まりの程ハさうし時ハ御庭有
ふところへまとひてやむしいかゞ
此庭にさゝ所ありハふところにて鞠
出して猶のうちへ入候を
家鞠足也と代々まりの程ハ
さうハ庭のうちにもちいる
さうらハ此ためにてハ庭の
うへにおいてちりさうらハくて
懐月時の勝負の庭にあらくも
けされ負をもうつ事
為人筋をまうさうちうちあり
さためなりてハまりの庭
にハおりあまれたりす
口伝あり
一 扇の事鞠之事
二八なりてハ守 大名とふ
為しちく庭にて書に

八ツ……

あしらひく存知書出に
忘さて立やうは筆くた
ふへしされ御沙汰有りく
人をくつしてこれもちいれ
もと稽乃やうにそて先
ハ稽古して扇をとてさう
ふ状へてのとふにけてま
のあいたより移りて弓まうし
てよりさうし初乃ため
くらり悪てゆかやうを
扇ハ色々のたんをおもり
入るに日の出の月出
丸をくるりそれたし付也
何事家の紋乃うむらは
めのこく遠也人さしされ
ハ公家の女房にてさすす
扉刀さしとぬくさし
やれ竃ちしめくらさし
弓に三所より所ニ三所あり
狩杖弓手あそり

一 逆木の事
狩杖の鞠にて八人の隣に
一人二人三人をとさうを
……

雅信の輪
一人三人三人宛
四本の木れふ桂
二人三人宛
さ加減を立
まりけやう
へ雅信の
へ桂もつる
ちんをり
ちんをり

一輪値の事

ちまりくつまりくつ
て三文三門
四ふくまりふけるまふ
ゑ様さ輪六を四をけるま
こんをつくつ文をり
ちまりけ輪まりとを
文行をそを輪をつるけて六輪

人の数と立也

右既輪之儀清秀様
半紙ゑ代ゑ白六法
ゑ深五筆村武田左
馬助貞徳公御伝統之
ゑ文也

雅中納言判

摂中納言判

右條々堅為被仰出
遵依之旨被仰出
可令申出事
所之之子孫也者
令免罪事六月十八